発行所
三池炭鑛労働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
炭電 528 475 番

編集発行人　平島敏治
三鉱労組印刷工場

三鑛労組
機関紙

賃闘の波愈々高まる
粘り強く闘い抜け
第四波以降の実力行使を指令

原炭搬出拒否の猛烈な闘争をもって賃金要求の目的貫徹のため、闘いを續行しているが連盟は米價値上りの分として取るに足りない一時金支給の案を提案して譲らず、強硬に我々との対決を迫っている。中闘は、この段階に於て、更に持續的に強力な壓力を加え問題の解決を計るため第四波以降の実力行使を次の通り決定したので吾々は完全に要求を獲得するため闘い抜かねばならない。

統一斗争で賃金を獲ちとれ!!

スト突入指令

一、指標　賃金要求貫徹

二、規模　二月十七日、十八日拘束時間厳守（拘束八時間厳守、一時間一齊休憩）

二月十九日、二十日、十九日一番方より四十八時間原炭搬出拒否、拘束時間厳守（拘束八時間厳守、一時間一齊休憩）…第四波

二月二十二日、二十三日　二十二日一番方より四十八時間原炭搬出拒否、拘束時間厳守（拘束八時間厳守、一時間一齊休憩）…第五波

二月二十五日、二十六日　二十五日一番方より四十八時間原炭搬出拒否、拘束時間厳守（拘束八時間厳守、一時間一齊休憩）…第六波

二月二十一日（公休日）スト決行し、保安要員のみの就業とせよ

二月二十四日　拘束時間厳守（拘束八時間厳守一時間一齊休憩）を行え

三、大衆動員

1、大衆動員を更に活発に行え

2、二月二十日—二十一日総評主催（地評毎に計画して行え）の大衆動員に参加せよ

四、措置

本指令実施についての一切の措置は指令第二十九号及び第二十九号指令に関する指示を適用する

以上

〝連盟案固執せず〟
大手に小委員會設置を申入れ

現在会社や連盟は炭労切崩しに必死になっているが、九州、山口、常磐、北海道とも指導オルグの強力なる指導のもとに、一部職組の脱落はあっても統一は守られている。十一日深夜入手した情報によると

▲宇部沖の山労組は十日脱落していたが戦列復帰を執行委員会決議機関で決定した。

▲宇部職組は組合員約八百名炭労脱退届を出したという報せが山口炭労を通じてあったが調査中である。

▲連盟の動き、今朝（十一日）大手八社のみの小委員会をもってほしいと申入れがあった。炭労としては大手八社のみというのも反対であるし、更に連盟が僅かなベースアップだけだという考え方を改めないとするなら委員会に入っても無駄であるということを告げたら　連盟代表は連盟案を固執するものでない、又九共闘とも交渉をもつという回答であったので連盟の考え方を引きだす為にも今夜六時大手八社、九共闘は八時より代表者会議をもった結論として具体的な回答は明日までまってくれ」ということで交渉を打切った。

▲代表者会議の構成

大手八社	執行部	三名
	中闘	三名
	職組	一名
九共闘	執行部	二名
	中闘	二名
	職組	一名

中闘委を設置
統一闘争で解決図る
退手特別加給金問題

退職手当の特別加給金の問題について、山元戦術委員会は三鉱運執行部宛に、三鉱運の統一闘争で基本線通り闘うことを要請　三鉱運では開会中の中央委員会に諮り次の様な決定をなした。

一、基本的な考えとして早急なる解決を図る。その為中央に闘争委員会を設置する。

二、交渉には中央執行部が当る。

三、全三鉱運の統一闘争として果敢に推進する為「スト権」の集約を早急に行う。

四、解決に当っては各山と連繋を図りつゝ中央執行部が行うがその推移に即応する諸般の施策は中央執行部の判断に依る。

五、砂川、美唄の事業計画団交中止の問題があるので山元と十分連絡を取り推進する。

スト權を確立
餞別問題で無記名投票

退手特別加給金問題に関する三池のスト権委任無記名投票は五、六両日各支部一齊に行われた結果、総投票数　三・四〇六票（投票率八一・五%）の内賛成二・七六二票、反対一・三八〇票、無効及び白紙八四票、賛成率七一・五%でスト権は確立された。

無罪の日まで
斗う松川の家族

松川事件の被告杉浦三郎氏（死刑判決）の妻よし子さん(四二)と長女節子さん(二〇)は昨年十二月十二日出たら目極まる控訴審で再び杉浦氏が死刑の判決を受けて以来、全生活をあげて救援活動に打ちこむ決意を固め、全国行脚の途につき六日来牟、七日のけっ起大会に最初の呼びかけを行ったのを皮切りに八日港務、九日本所、十日四山、十一日三作、十二日宮浦と連日社宅を巡回して眞相を訴えると共に「松川事件の判決は明らかに政治的陰謀によるデッチ上げです。私達は無罪をかち取る日まで闘い抜きます。正しい者が正しく生きれる世の中を作るため一緒に闘って下さい」と熱誠をこめた呼びかけ多大の感銘を与えて居る。

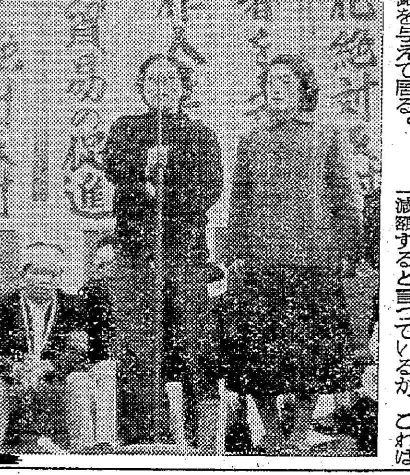

部分ストによる減産
賃金減額は違法
動ずる事なく闘おう

会社は九日からの部分ストについて、一部保安要員的就業者を除いて全員の賃金を、出炭量に応じて減額すると言っているが、これは次の如く全く不当である。

①部分ストは一部の職場には働かないが、他の職場には完全に働くというストであるから　就業者については仕事のあるなしに拘らず会社は賃金協定書に定められたとおり賃金を払わねばならない。

②会社が賃金を払いたくないなら就業を拒否する意思表示（そのために使用者に許されているロックアウト）を行うべきである。

③賃金は個人の仕事をした度合によって払われるものであるから団体的に一律に減額することは基準法第二十四条違反になる。

④更に重大なことは　賃金を減額することは労使同意の上で行わねばならず、会社が一方的に行うことは、基準法第二条、第二十四条の違反になる。

以上の炭労の見解は全く正しいもので、多数の労働法学者が支持しているし、又一月二十八日の労働法令協会主催の研究会でも内閣法政局の慶谷事務官は炭労の見解どおりの意見を発表している。

したがって組合員のみなさんは、いささかも動ずることなく確信をもって闘争を続けると共に、もし法律を犯してまでも会社が賃金を減額する場合には、一致団結してその不当性を追及し闘争指令のとおり闘い抜かねばならぬ。

前進

再び大衆動員について

去る二月七日笹林公園における「平和憲法擁護、春季闘争総決起大会」は恐らく組合始まって以來の大動員であったと思はれる。そして此處に集つた組合員並に家族の殆んどは自分たちが腕を組み、歩調を合せ、労働歌を合唱し、長蛇のデモを行った行動の中からお互に身近かな共通の感情と闘争の意欲と大衆の力への信頼とをからだ中で感じたことであろう。

しかもそれは空腹と疲労と寒氣とで覆うことの出來ない労働者としての自覚であった筈である。

（二）

ある人は言うであろう。交渉は東京で行われているし、直接相手をニュースカーの上に立たせている譯でもない、「賃金を上げろ」とどんな大きな聲をはりあげてみた處で、その聲がその場で金に代って降って來る譯でもない。それよりもその暇に魚釣りにでも行った方が晩のオカズを買はなくてすむし、「くたびれもうけ」もせずにすむ、一石二鳥の策だと……。

こんな考への巣喰う處に今までの幹部闘争、別の名で配給ストが成功しなかった原因がひそんでいたのである。

（三）

闘争は幹部のもの、自分たちは結果の是非だけを受け取るものと云った態度が拂拭されない限り闘争は腰がすわらない。これでは要求の當事者であり、會社からしばられている當の被害者が闘争とは無縁の衆生となってしまい、萬事が終結した時だけその協約書にしばられることになる。そんな闘争に迫力を缺くのは當然であろう。

交渉の成否は組合員に代表權を委任された交渉員の發言が実行を裏付けとした權威あるものであり、その内容がいかに組合員の眞実の聲を代辯するものであるかに懸っている。そして大衆行動こそこれを立証する唯一の方法でなければならない。

（四）

我々が家事を犠牲にし、洗濯を明日に延してまでデモに参加する意義は大体以上述べた通りであるが、重ねていうならば、それは対内的意義と対外的意義に二分する事が出來よう。

即ちスクラムを組み、歌を歌いデモをやることにより対内的には自分が要求者の一人であること、孤立していないことを自覚させ、要求を共通のものとして闘い取らねばならないという感情と足なみをそろえることになり、對外的には、その揃った意氣込みが行動として表われることにより「交渉員だけをクドキ落しても組合員がなっとくしない限り闘争は終らない」ことならびに決定した事は皆で実行する行動力がある事を相手に知らせる事になる譯である。

此の様な裏付けの上に立った交渉ならば「理論即力」として相手と対等の立場に立つ事が出來る。

大衆動員の出來ない組合——いゝかえれば幹部の口先だけしか武器を持たない組合の闘争はおよそ口輪をはめられた番犬に等しい存在であろう。

寄稿

社会主義の精神

九大　奥田八二

要するに上の二つの引用だけから言いうることは、英国では大衆の物質的利益が、大衆の社会主義精神のないところに、おし及ぼされ、それがむしろ大衆の社会主義精神の発達を邪魔さえした。ソ連では社会主義精神のために大衆の中の広汎な部分の物質的利益がギセイにされてきた、ということではあるまいか。

しかし前者についていえば社会主義政策なしには實現され得ない大衆の物質的利益は、いまのところ保守勢力の時流が要求する常識への寛容のためにおし進められていたとはいえ、いつかは暗礁にのり上げざるをえないであろう。また後者についていえば大衆の物質的利益なしには安定しえない社会主義は、いままで四囲の事情によって止むを得ず大衆の物質的ギセイを強要してきたとはいえ、それは長続きしうるものではないであろう。

ところで言っていることは、英国ではむしろ資本主義そのものが大衆の物質的利益に躍歩しており、ソ連では社会主義そのものが大衆の物質的利益をギセイにしているのであるが、どちらも遂には自らの窟穴を掘らざるをえないようにしている、ということである。つまり英国資本主義には大衆の物質的利益は為にならず、ソ連社会主義にはそれのギセイは為にならないのである。そして歴史の流れが、大衆の物質的利益と一般社会の利益に奉仕する行動欲や義務意識すなわち社会主義精神と両者をともに要求しているとすれば、さきの二つの引用文が強調しているように、英国では資本主義根性を社会主義精神で克服し、ソ連では大衆の物質的利益がかなえられるような政策に転換することが必要なのである。

しかも両国のそれは、それが補たされうる条件を自ら作っていたといえる。ソ連の政策は大衆のギセイが民主々義と物質的利益向上のための前提条件を作り、英国では、資本主義が政治的に発達した国民に一度与えた物質的利益は大衆を社会主義化せずには、それをひっこめることはできないからである。

今日われ〳〵賃金労働者は私的な物質的利益のために、要するにカネのために、名誉も命も汗もアブラも捧げていて、別段不思議がらぬのが一般である。しかしわれ〳〵がこのように資本主義根性のトリコになるためには、われわれの祖先が物質的に丸ハダカにされ、一応ルンペンになった揚句、目をおおうような苛酷な強制労働と政治的抑圧とにさらされ、金銭奴隷になる以外に生きる途を絶たれたがためであった。つまり封建時代からの大衆はタコ部屋や監獄や兵営や工場にぶち込まれ治安警察法におびやかされながら、はじめて正常な賃金奴隷になったのである。つまり資本主義根性をもった賃金労働者という市民になったのである。もしわれ〳〵の祖先にこの奴隷根性、資本主義根性がはじめからあったなら、タコ部屋も監獄も治安警察法も工場主の専制もいらなかったであろう。

ソ連に強制労働があるとすれば、それは資本主義が封建根性の大衆にしたように　資本主義根性をもつ大衆に社会主義精神を植えつけるために外ならない。社会はそれに適応した精神をもつ労働者なくしては成立しえないからである。

しかし資本主義社会で訓練された賃金労働者は、その私的生活の窮乏とその団体活動とを通じて、労働及び生産の社会的性格を理解し、私的資本及び資本家の有害不必要をさとり、このようにして社会主義精神を資本主義そのものによって教えこまれる。

このようなことは封建時代の大衆にはなかったことだ。

だから、われ〳〵にとっては、資本主義内部で団結による訓練を通じて社会主義精神を得ておきさえすれば社会主義の強制労働はいらないし、獲得した物質的利益を、私的利益としてその政策が行き詰らざるをえないように悪用することもありえないのである

（完）

お詫び

前号この欄に掲載致しました九大奥田八二氏御寄稿の「社会主義の精神」は編集部の手落ちで標題を間違えて居りましたので改めて「困難を不可能とすりかえるな」に訂正致します。御迷惑をおかけしました点、筆者ならびに読者各位に対し深くお詫び申します。

編集部

入選三席

徳平一家（一）

吉田稔作
久慈悠一画

大木徳平の頭にも大分白いものが増えて、それが彼を年よりも幾分老けて見せた。然し五十三才の彼の体は、三十六年も陽の当らぬ暗い坑道の中で生活して来たに拘らず、まだかくしやくたるものがあった。

家が貧しかった丈に、長男に生れた彼は、小学校を終えるより早く、このM炭鉱に働いて家計を助けなければならなかった。二三度は父にも　街の中学へ行く事を頼んで見たが、家族の多い彼の願みが、そう容易に実現されるものではなく。それに、彼が働くようになって幾月も経たないうちに、父がぽっかりと死んでしまった。そうなると、いきおい彼は家と云うものを考えねばならなかった。

こうして貧しさは変る事もなく三十六年の歳月が徳平の上に過ぎていった。

貧乏のなかに育って来た彼は、病気と云うものを知らなかった。彼は働く為に生れて来たような男だった。〃健康〃だけが彼の身上だった。そして二年前に息子の信一が、同じM炭鉱に勤めるようになった時、彼はやっと三十幾年の長い歳月が、一瞬にちゞまってここへ来たようなホッとした気持ちになれた。

徳平の妻のイネは、貧乏にも愚痴一つこぼさず、喰う事のみに追われて　若さの楽しみも知らずに過して来た。そんなイネがこの頃の徳平には不びんでならなかった

「イネ、お前にも苦労ばかりかけたの—」

しんみりと云う夫の顔を見て、イネはいつもかすかに笑いながら首を横に振るばかりだった。

「然し、もう良かばい、信一も働くごとなったし、俺もまだまだこれからじやけん」

徳平は本当にそう思っている。やっと落着いた平和な日々が、徳平一家に訪れた。

イネは、夫と息子の弁当をこしらえて、二人が出勤するのを見送るのが、何よりの楽しみだった。

春が過ぎて、初蝉の声が木の葉がくれに聞ゆる初夏が訪れて来た。そしてこの頃の夕食時には、徳平と息子の信一のあいだに、首切りの話がよく論議された。イネは何時も聞き役だった。

「そら、会社が首を切るちゅうたなら、もうどえんしたつて駄目ばい」と徳平が云うのへ「お父つあんの考えは間違うとる。今は組合ちゆうもんのあるけん、お父つあんが若かった時のごつあいかんって。そん時なつと、会社の云うごとしかならんけん。のうイネ」と妻へ云うのへ、イネも「ほんにあん時の争議は大変だったけん」とその頃を追憶して夫の言葉に同調するのだった。

—その頃—

徳平とイネとが一緒になった翌年の、大正十三年五月、M鉱山の持山であった大牟田の街は、不景気による首切旋風に、軍隊までも出動するという労働争議を惹起した。然し全市民の応援にも拘らず闘いは労働者の敗北に終った。先鋭的な考え方を持つ者や主導者達は、会社の弾圧に抗し得ず、職を失っていった。

（つゞく）

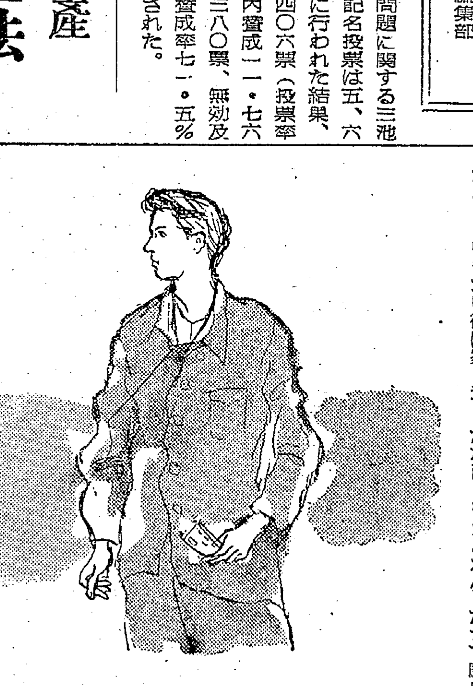

森氏を除名
但し執行猶豫三年
裁定委員会で裁決

先の首切り反対闘争に際し組合の闘争方針に反し勧告拒否者に対して勧誘と見做される行為を行った港務支部森英吉氏の統制違反事件に関しては十二月十六日上訴以来裁定委員会は慎重審理の結果次の通り裁決を確定、二月三日附公示された。

裁決書

港務支部世話係五五二一
森　英吉

右の者昭和二十八年十二月十四日附懲戒委員会の裁決に対する不服上申に関し裁定委員会は次の通り裁決する。

主文

懲戒規程第八条第二号を適用し除名処分に附す

但し第七条を適用し執行猶予三年

△事実

上訴事実は森氏が叶、東屋、久志氏らに対し退職勧誘とみなされる言動をとり反労働者的行為に該当然し会社の労務政策に起因するところ多く又本人の反省を期待して執行猶予としたものである。

自轉車の御用命は皆様の御指定店（チケット）にて販賣修理致します
毎日輕快な自轉車て御通勤下さい

港務支部
三川支部
四山支部
発電所
指定店

富士オートバイ
富士バイク
特約店

吉澤自轉車兄弟商會
本店　荒尾市大島上区　電252
支店　大牟田市三川町一丁目
営業所　大牟田市三川町二丁目

ラジオは一家に二臺時代
サンヨウラジオ新發賣
￥7,950　五球スーパー
吉川電気商会
【四山、港務支部指定店】　三川町五丁目　TEL6328

時計・めがね
三川専門店會の店
大川内時計店
本店　三川町五丁目
出張所　緑ヶ丘賣店内

大特価品の一例
子供メリヤス　一枚　一六〇円
〃　　　　　　〃　一〇〇円
大人メリヤス　〃　一八〇円
大人女メリヤス　〃　二〇〇円
学生服　一着　四八〇円
〃（ミニユーロンギヤバジン）　〃　六五〇円
〃　　　　　　〃　七〇〇円
其他多物全部大見切大投賣
お早いがお得です
品切の節は御容赦下さい
皆様の店
だるま屋
上官町二丁目
電話四一三五番